

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プラント起動に伴う中性子計測系局部出力領域モニタの校正において、校正用初期電流値の設定誤りが認められたため、当該電流値を正規の値に変更し、出力領域モニタを再校正及び対応検討	C	
2	1号機	原子炉建屋大気圧監視用パソコン（中央操作室設置）の表示画面に映像不良が認められたため、当該パソコンを点検・修理	D	
3	1号機	復水脱塩装置出口溶存酸素濃度計に指示値不良が認められたため、当該酸素濃度計を点検・修理	D	
4	3号機	復水脱塩装置出口サンプル流量計の点検において、光ケーブルの劣化による指示値不良が認められたため、当該光ケーブルを交換	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置計装用空気系のドレントラップ廻りの手動弁（7台）に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	超高圧開閉所の油充填タイプ送電ケーブル用温度記録計の記録用紙送り機構部に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	復水脱塩装置脱塩塔の廃液出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）メカニカルシール配管入口フラッシング用空気駆動弁の点検において、弁駆動部にエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を修理	D	
9	6号機	補機冷却海水系ポンプ（A）出口逆止弁の点検において、弁体ライニング部に噛み傷が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	第2給水加熱器（A、B、C）用レベル調整弁の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該弁体を修理	D	
11	6号機	空気抽出器（A）用第1段空気入口弁及び空気抽出器（B）第1段空気出口弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様（亀裂）が認められたため、当該弁体（2台）を交換	D	
12	6号機	主発電機密封油処理装置用密封油真空ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、シャフトの軸受部に摩耗及びキー溝に打痕傷が認められたため、当該部を修理	D	
13	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）制御盤設置の界磁電圧計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該電圧計を交換	D	
14	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）制御盤設置の界磁地絡検出継電器の点検において、動作値に管理値外れが認められたため、当該継電器を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用ディーゼル機関の点検において、シリンダのライナー及びピストンヘッドに摺動傷が認められたため、当該部品を交換	D	
16	6号機	復水貯蔵タンクのベントフィルタ用差圧計の点検において、調整不能（2台）が認められたため、当該差圧計を交換	D	
17	6号機	定期事業者検査（液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査）の準備において、制御回路にヒューズ切れが発生したため、当該ヒューズを交換	対象外	
18	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水ポンプの試運転において、ポンプ入ロストレーナ（A、B）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
19	その他	現業技術・技能認定【建物保全B級】の合格者に対して、「認定取得者決定」手続きの所長承認を得る前に認定証を発行したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで